

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県条例第24号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 472 315 502">附 則</p> <p data-bbox="192 547 999 577">（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p data-bbox="150 587 1099 692">31 平成18年4月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p data-bbox="174 737 1099 804">（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例）</p> <p data-bbox="150 813 1099 1034">35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」とする。</p>	<p data-bbox="1218 472 1308 502">附 則</p> <p data-bbox="1184 547 1991 577">（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p data-bbox="1133 587 2085 692">31 平成18年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p data-bbox="1164 737 2089 804">（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例）</p> <p data-bbox="1133 813 2085 1034">35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。